

恐慌とリンギンアノム糖業

植村泰夫

はじめに

一九三〇年代の世界恐慌によってジャワの糖業は大きな打撃を蒙り、最盛期には二〇〇近くに及んだ製糖工場の多くが操業停止に追い込まれ、また操業を続けたものも経営の合理化、規模の縮小を余儀なくされた。¹⁾ 小論の課題は、そうした糖業の状況が周辺の農村社会にどのような影響を及ぼしたかを解明する作業の一環として、ジャワ東端地方ブスキ州パナルカン県、パナルカン郡で操業を行っていたリンギンアノム糖業を例に、糖業の恐慌に対する対応の仕方を具体的に検討することである。

同糖業は、第一表に掲げたように一九二〇年代後半には九〇〇〜一〇〇〇ヘクタールの栽培を実施してきたが、一九三一年の植付で生産制限に入り、三二年から三四年までは栽培を停止、三五年の植付より操業を再開する。小論では特にこの操業再開後の経営の仕方を取り上げ、第一章では栽培用地

の確保から収穫した砂糖キビの工場への搬入までのプロセスをできるかぎり詳細に述べ、同時にこの糖業の経営の特質に触れたい。ついで第二章では、これをふまえてついで栽培コストを検討し、一九三〇年以前のいわゆる通常年に於ける栽培プロセスとの比較を通して、この糖業に於ける経営の合理化の内容を明らかにする。最後に第三章では、栽培用地の借地にかかわる問題を検討したい。

第一章 リンギンアノム糖業の栽培

一九三六／三七年

(1) 栽培用地の確保

この年の栽培面積八五〇ヘクタールの決定は糖業を取巻く状況がなお不安定であったため遅れ、借地契約に基づく土地貸出者への栽培実施通告期限の一九三五年末には未定であった。このため、同糖業では栽培面積の下限を暫定的に七〇〇ヘクタールと設定し、これ以上の拡大も想定して栽培用地の

第1表 リンギンアノム糖業借地・栽培面積一覽

	借地面積	1年契約	12.5年契約	21.5年契約	栽培面積
1924/25	933.3	170.5	762.8	—	934.2
1925/26	924.2	196.6	727.6	—	928.2
1926/27	986.6	251.-	121.3	614.3	983.6
1927/28	1015.9	283.-	105.1	627.8	1011.6
1928/29	1014.5	285.6	725.5	3.4	994.-
1929/30	1014.6	150.9	—	863.7	1014.6
1930/31	1039.4	313.6	—	725.8	994.-
1931/32	788.7	69.4	—	719.3	746.-
1932/33	890.1	—	—	890.1	—
1933/34	722.4	—	—	722.4	—
1934/35	817.6	—	—	817.6	—
1935/36	956.9	99.3	—	857.6	900.-
1936/37	904.9	201.2	—	703.7	850.-
1937/38	951.2	166.2	—	785.-	896.-
1938/39	950.8	37.6	—	913.2	900.-

単位：ha

出所：Jaarverslag 1927, p. 8, 1928, p. 3, 1929, p. 3, 1930, p. 3, 1931, p. 3, 1932, p. 7, 1933, p. 4, 1934, p. 6, 1935, p. 7, 1936, p. 9, 1937, p. 20, 1938, p. 173

確保に努めた。すなわち、この時点での長期借地面積は六七三・二ヘクタールにすぎなかったたので、不足分を次のような方式の単年借地で補うことにし一〇月より実施した。借地料は一、二等地四〇ギルダー／パウ、その他は三五ギルダー／パウに設定され、支払は二回に分け、先ず七・五ギルダーを支払い、借入部分の不使用が一月中に貸出者に通告される場合、これは不使用補償として交付される。通告が遅れる場合、補償額は二・五ギルダー／月づつ引き上げられる。糖業は土地不使用を一方的に通告でき、この場合、借地料全額支払義務はない。土地が使用される場合には、先払された補償額は、第二回目の支払の際に借地料から差し引かれる。このように、栽培面積の増減に対応可能な方式がとられた。同糖業は、これによりレバラン（Inlandsche Nieuwjaar）この年は二月二七日）までに約一〇八・九ヘクタールを借入れ、その後は土地所有者側の貸出意欲低下のため滞ったといわれるが三月前半には必要な面積を確保できた。²⁾

借入地の実際の入手は、二月後半の休閑借部分五〇ヘクタールから始まった。栽培用地の早期入手は栽培の円滑な進展のため極めて重要なので、この年には、栽培中止以前と同様に土地の早期提供に対する割増金が設定されたが、それは期待どおりには順調に進まず [Jaarverslag 1936, p. 71]、提供時期はばらばらで造成作業に支障が出たと報告される [Aanplant rapport No. 6, 31 Maart ~ No. 9, 15 Mei]。この原因は、一九三六／三七年の栽培実施決定が遅れ、土地貸出

者は借地料全額を受け取れるのか、それとも不使用補償を受け取ることになるのかわからず、このことが栽培予定地での水田耕作の迅速な進行を妨げたこと、加えて一九三五年には乾期が長引き稲作に利用できる灌溉用水が常に不十分であったことである [Jaarverslag 1935, p. 47~48]。こうした事情によって、栽培用地の引渡し完了は例年よりも遅れ、六月前半にまでずれこんだのであった。

(2) 栽培用地の造成

こうして確保された土地は、二月後半に先ず休閑借部分から、次いで三月初旬からは収穫済みの水田部分から、A、B、Cの三区画に分けて砂糖キビ栽培用地に造成されていった。造成作業は先ず、灌漑・排水路をはりめぐらすことから始まる。水路には蔗園をめぐる環状水路 (ring gaten)、幹線水路 (hoofd gaten)、小水路 (kleine gaten) の別があり、深さは七〇センチ、水路間の間隔は幹線水路が通常の土地で一〇〇メートル、湿気の高い土地で五〇メートル、小水路は一〇・四五メートルであった。湿気の高い土地部分には、植溝 (geul) 二〜三本毎にそれと同方向に追加の小水路を掘り、さらに植溝の真ん中を横切る小水路を追加して、乾燥を促進した。この作業に少し遅れて、植溝の造成が始まる。植溝は長さ一〇メートル、幅四〇センチ、深さ二五センチであるが、湿気の高い部分では先述のように水路により長さを半分にした。この作業は一本当り一・五セントの出来高払いである。

掘られた植溝は再度鍬入れをして土を細かく砕き (loswerken)、土を十分空気に触れさせるため約二週間放置する。この後、通常の土地は植床が地表面から二五センチ、乾燥の激しい土地では三〇センチ、湿った土地では一五センチの深さになるように、非常に湿った土地に関してはほぼ地表面にまで溝の両側に積み上げた土が埋め戻される。こうして、植付の準備が終了することとなる [Ibid. 1936, p. 71~73]。

(3) 植付

植付は、造成が最も早く済んだ休閑借部分から三月の下旬に開始され、造成完了部分から順次行なわれ七月後半に終了した。土地提供の不規則さのため作業ペースは最初のうちは一日七ヘクター未満であったが、後にはより多くの土地が使用可能になり一二ヘクターを越えた。この結果、植付最適月の四、五月の植付面積は約半分であった。前日に植溝に灌水し、雑草を取り除いて苗を植え、直後に少量の灌水が行なわれた。灌水は水路から人手で水を汲み上げて実施されたが、労働力不足のため、植付期後半には前日に植溝に水路から直接注水する方法が採用された。この後、枯死した苗を取り除き、新しい苗に代える補植作業を経て植付は八月にすべて終了した [Ibid., p. 73~74]。

(4) 栽培の維持・管理

この後、砂糖キビの苗は生育期に入るが、この時期の主要な作業は、施肥、培土（苗の生長に依じて植溝の両側に積み上げられていた土を根元に被せる）、灌水、除草などである。施肥は硫酸を主とし、時期をずらせ二回行なう。第一回施肥の直後に少量の土を被せ、この後、第二回施肥の数日後に第一回培土が行なわれる。この糖業では一般に生育日数四五〇日ごろに第一回培土を、六〇〜六五日ごろに第二回、九〇日ごろに第三回、一二〇日ごろに最終培土を実施し、この年の培土は一月中旬には実質的に終了した。

生育期の砂糖キビへの灌漑は、植溝に水路から直接給水して行なう。パナルカン郡での給水原則は昼間は砂糖キビに、夜間は住民農業に給水する昼夜給水法 (*dag en nacht-regging*) であり、リンギンアノム糖業は通常時には午前七時から午後三時まで給水を受けたが、水田の耕作が始まる一一月一一日以降の給水時間は一一時〜四時へと短縮され、一二月一〇日以降はほぼすべての水が住民栽培に回され、糖業は灌漑の必要な苗圃を除き特別の申請をしないと給水を受けられなかった [*Ibid.*, p. 85]。

(5) 収穫に向けての準備

以上のように栽培作業の重要部分はほぼ一月中旬に終了し、後は成熟を待って収穫するのみとなる。そのための準備作業として、九月後半から先ず砂糖キビの高さの測定が始め

られる。この糖業のこの年の栽培品種は 2878 P. O. J.、2967 P. O. J. の二種類であったが、九月三〇日の栽培報告では両者ともに一二〇センチであった。生育は順調で一二月末の栽培報告では三二三センチ、最終の測定結果が報告された三月三十一日の栽培報告では前者は四三七センチ、後者は四二九センチに達した。四月初めからは成熟度調査（含糖量などのサンプル測定と葉の色の観察）が開始される。この年、砂糖キビの生育終了の最初の兆候は二月の前半に乾燥が最も進んだ蔗園周縁部で観察され、その後、成熟現象は着実に増加していったが、四、五月に雨が多かつたため前年に比べかなり遅れがみられ [*Ibid.*, p. 21]、収穫開始のメドがたつたのは五月末であった。こうして、六月一九日、例年よりかなり遅く収穫が開始された。⁽⁵⁾

(6) 収穫

収穫は最も早く植付けられた区画から着手され、次いで乾燥の進んだ周縁部及び失火を減らすため線路沿いの部分が六月中に刈り取られた [*Aanplantingsrapport 1937*, No. 12]。収穫に従事したのは、工場周辺に住む一ギルダの前払金で契約された収穫労働者七一九名と、年来の慣例であったサブデイ島からの輸入労働者二一四名（彼らは旅費二五セント、食費一〇セントを支給される）である。収穫賃金は砂糖キビ一キントル当り一・五セントの出来高払いであったが、状態の良い砂糖キビが輸送用貨車に三八キントル以上積載されてい

る場合には、クーリーに五セント、収穫頭領には二セントの割増金が支払われ、逆に正しく収穫されていない場合、収穫賃金は減額された。これらの賃金は、収穫日の翌朝、収穫監督の手で、その日の収穫割当の指示後に支払われた [Jaarverslag 1937, p. 147]。

収穫の進捗状況は、各半月毎の一日当り平均収穫面積を見ると順に五・〇、六・四、六・四、六・九、七・一、六・五、六・六、六・四、六・〇ヘクタールであり、六月後半が際立って悪く、その後、増加して八月の後半にピークとなり、以降再び低下している。これは次のような事情による。六月後半には労働者の中で病気が広がり、労働力供給が悪化した。七月前半には病人数が減少し、作業にあたる収穫労働者の数も十分になったため収穫のペースは上昇し、その後、八月中までは収穫、輸送ともに順調に進んだが、九月からは倒れた砂糖キビの収穫が増加し、収穫園も次第に製糖工場から遠く離れたものになり、ペースは低下した [Aanplant rapport 1937, No. 12~No. 20]。

ところで、ジャワの糖業ではかつて収穫期にしばしば放火による蔗園火事が発生し収穫作業の進行を妨げたが、一般には一九一一年をピークにその後は減少し、二〇年代以降はほとんど見られなくなったといわれる。この年の収穫では火事は三件、焼けた面積は合計一・六六ヘクタールにすぎず、すべて失火によるものであった。ただ、砂糖キビの盗難は相変わらず多く、特に九月にはA区画に属する二つの蔗園で大

量の盗難が発生し、見張の追加が行なわれたと云う [Ibid., No. 17, No. 18]。いずれにせよ、この年の収穫は一ヘクタール当り一五六五キントルの砂糖キビ、一五七・〇キントルの砂糖、含糖率(一ヘクタール当りの砂糖生産量÷一ヘクタール当りの砂糖キビ収量×一〇〇)一〇・〇三と云う平均値を残して一〇月二十九日に終了した [Jaarverslag 1937, p. 147]。

(7) 砂糖キビの工場への輸送

砂糖キビの工場への輸送は、先ず蔗園から常設のトロッキ線路(総延長四三キロ)までは取外し可能な臨時の線路を敷き、貨車を一对当り五ギルダの前払金で契約された合計五六対の牛に引かせた。そこから工場までは合計六台の蒸気機関車が牽引し、敷地内では、砂糖キビ荷下し施設まで運ぶのに昼間、夜間それぞれ三対の牛が牽引力として利用された。

これらの線路は、収穫期を通して、毎日、三名の頭領と一五名のクーリーの手で点検され、また線路の布設・取外しには一二名の頭領と四八名のクーリーがあたった。

輸送用貨車は一ニグループに分けられ、加工速度及び未加工の収穫済み砂糖キビ量を勘案して決められた当日収穫量に合わせて、大半が早朝六時に収穫園へ配車され午後一時まで使用された。配車の遅れた貨車には積み込みはなされたが、一杯に積むためその日には工場へ牽引せず、翌朝一番に空の貨車を引いてきた機関車で工場へ運ばれた。使用された貨車は累計三六七九八両、一日当り三〇七両弱であった [Ibid., p.

(8) 労働力不足問題

以上のような農園部門の作業に於いて、この糖業で常に問題であったのは労働力を如何に確保するかということであった。この年の労働力供給状況に関して、一九三六年の年次報告は大要以下の如く述べている。労働者の出は前年よりは改善されたが十分ではなく、常にその確保のために大きな努力が払われたが、その中では労働力輸入が大きな部分を占めた。三、四月は、天候不順やデサ地の再クラス分けのために労働者の出は悪かった。五月には天候が回復し若干の改善が見られたが、その後、労働者の中に多数のインフルエンザ、マラリアの患者が発生、さらに稲収穫後、恒例のデサの祝祭、結婚式などにより労働者の出は目に見えて悪化、七月後半以降は概して良好になったが、常に労働者供給に多くの注意が払われた [ibid. 1936, p. 72]。そして、こうした労働力不足は造成作業の遅れ（四月後半、六月前半）[Aanplantrapport 1936, No. 8, No. 11]、培土の遅れ（A区画、八月前半）[ibid., No. 15]を齎らしたのである。この糖業は先述の如く収穫にも他地域から労働者を輸入しており、一般には近隣から「安価な労働力が過剰に供給される」ジャワ糖業の労働力事情とはかなり異なった状況にあった。

こうした状況はこの年に限ったことではない。各年の年次報告書の「労働力」の項目の記事には、毎年、労働力供給状

況の悪さが報告されている。いくつかの例を挙げると、労働者の出方が予想を下回り、パイトン、クラクサーン、ブスキから労働者を輸入したが、結局、作業が遅れ六月中旬終了予定だった三六年糖の植付が七月一五日までかかった [Jaarverslag 1936, p. 18]。稲の収穫が遅れたため近隣糖業の造成開始が遅れ、このために労働力供給が前年よりも悪化した、マラリア、インフルエンザ、赤痢の流行により多数の病人が出た（三一年糖）[ibid. 1930, p. 28]、土地が早期に利用可能となったのでそれを直ぐに造成するため労働力輸入に全力を挙げ、稲の収穫がまだ始まっていないクラクサーン、ブスキ周辺及び近隣糖業周辺から二月後半期に八〇〇名の労働者を輸入した、三月中旬のレバランには例の如く労働力供給は大きく低下した、五、七月はデサの祝祭、マラリアの大流行のため労働者の出が悪かった（三〇年糖）[ibid. 1929, p. 32, 1930, p. 3]、植付、除草などの作業のために多数の労働者をマドウラ及びその周辺の諸島、女性労働力を山間部のデサから輸入し、彼らのために工場周辺に新たに五軒のクーリー小屋を建てた（二七年糖）[ibid. 1926, p. 20]というような状況であった。収穫労働者も、毎年、サブディ島から輸入しており、近隣出身の契約労働者に対する前払金交付は、一九二六年から労働者の交替と減少を減らすために始まったものであった [ibid., p. 38]。

このようにこの糖業に於ける労働力供給の悪さは構造的であった。その最も基本的な要因はこの地域の人口の少なさに

ある。一九三〇年の人口調査によるとこの糖業の位置するバナルカン県の人口密度は一八四・四人／平方キロに過ぎず、県別ではバニユワング県（一三二・九人）に次いで下から二番目であり、ジャワ全体の平均値三一六・一人を大きく下回る。〔*Volkstelling 1930, deel 3, 1934, p. 5*〕。それにもかかわらず、この県ではこの時期、六つの糖業が操業し、労働力不足は必至であったといえよう。ただ、一九三五年の年次報告が三六年の栽培労働者不足の原因について、(1)住民は現金経済を最小限にとどめており、現金獲得のための労働の緊急性は大きくなかった、(2)糖業の栽培縮小により拡大した住民栽培に多くの労働力が吸収された、(3)稲の収穫は良好であり食料事情がよいので、労働意欲が低下しているという三点を挙げている。〔*Jarverslag 1935, p. 21-22*〕ように、恐慌が状況をさらに悪化させた点も見ておく必要がある。いずれにせよ、この糖業では労働力輸入によって初めて作業の円滑な進展が可能だったのである。

第二章 リンギンアノム糖業の恐慌対策

一般にジャワの糖業は、一九二〇年代後半期から世界市場に於ける糖価の低落が始まるとともに施設の補修回数削減、職員数削減、賃下げなど様々な形で経営合理化に努め、一九三一／三二年から大幅な栽培縮小に入った。¹⁰ここでは、それがこの糖業でどのように行なわれ、再開後の栽培に如何なる

影響を及ぼしたかを考えたい。

まず、一九二五／二六年、一九三七／三八年の栽培部門に於ける経営費の変化を、第二表により検討しよう。いま、これらを栽培縮小前の通常期（一九二五／二六年、一九三〇／三一年）、縮小期（一九三二／三三年）、停止期（一九三二／三三年、一九三四／三五年）、再開期（一九三五／三六年、一九三七／三八年）に分け各期の「合計」の平均をみると、それぞれ六七四・九六、五六七・九四、六六・〇一、二七八・四六ギルダで、縮小期は通常期の八四％、停止期は一〇％、再開期は四一％であり、大規模な経費削減の実施が窺われる。また、削減は大半の費目に関して縮小期に入る以前から始まり、縮小期、再開期には一層進んでいる。ただ、ここでその中身をすべての費目に関して検討することは紙幅の関係から不可能なので、以下では合計すれば栽培費のほぼ半分を占め、また農民経済との関わりが特に深い「借地」と「耕作」に絞って考えてみたい。¹¹

「借地」は借地料、土地早期提供促進のための割増金などからなり、先ず一九二六／二七年の上昇は、この年の栽培地に借地料が長期借地の二倍の単年借地が多いこと、栽培拡張に伴う新規借入地の借地料が高いこと、一二年半契約から一一年半契約への変更実施が原因である。〔*Jarverslag 1926, p. 34, 1927, p. 9*〕。一九二九／三〇年の高騰は、一二年半契約への変更と、異常に早い雨期入りにより栽培用地の早期提供が進み、割増金支払が増加したためである。〔*Ibid. 1930,*

第2表 ha 当り部門別栽培費一覽

	欧人職員給与	原住民職員給与	見張	借地	耕作	施肥	灌溉	苗	橋・道路	雑費	合計	出所
1925/26	50.56	31.75	—	68.37	234.47	102.90	10.58	87.98	1.86	24.00	612.47	Jaarverslag 1927, p. 8
1926/27	54.80	32.78	11.19	86.85	254.69	105.36	11.99	89.45	3.00	16.06	666.17	Jaarverslag 1928, p. 8
1927/28	45.37	34.87	10.50	90.97	256.57	108.12	13.96	134.58	2.66	18.13	715.73	Jaarverslag 1929, p. 10
1928/29	49.44	36.86	11.91	90.15	255.95	105.99	13.47	95.92	2.72	20.17	682.58	Jaarverslag 1930, p. 9
1929/30	53.74	35.10	12.51	145.31	239.64	105.45	11.75	92.12	2.56	20.64	718.82	Jaarverslag 1931, p. 11
1930/31	47.11	34.64	11.07	135.56	221.10	88.33	8.78	83.79	1.14	22.48	654.00	Jaarverslag 1932, p. 15
1931/32	46.87	36.33	18.76	142.54	171.11	64.89	6.58	53.41	0.32	27.13	567.94	Jaarverslag 1933, p. 16
1932/33	16.50	7.61	0.41	35.79	—	8.26	0.17	9.46	—	0.00	78.21	Jaarverslag 1933, p. 16
1933/34	2.68	1.18	0.17	36.88	—	—	—	—	—	0.00	40.91	Jaarverslag 1934, p. 6
1934/35	9.10	0.71	0.15	68.96	—	—	—	—	—	—	78.92	Jaarverslag 1935, p. 7
1935/36	22.73	6.63	3.78	109.71	72.04	52.36	3.54	25.70	0.15	3.88	300.52	Jaarverslag 1937, p. 110
1936/37	27.86	10.69	3.54	108.54	71.08	31.50	6.15	16.21	0.07	4.08	279.72	Jaarverslag 1938, p. 37
1937/38	25.95	10.62	3.59	92.37	69.83	31.92	6.13	14.75	0.10	4.34	259.60	Jaarverslag 1938, p. 37

単位：ギルダー

表註：1933～35年の数字は総額を借地面積で割ったものである。

p. 9]。停止期のこの項目は栽培停止補償、後述する新契約<の変更費用などからなる [Ibid. 1933, p. 16, 1934, p. 7, 1935, p. 8]。再開期の出費が小さいのは、新契約による借地料の低下による。この時期の数字は生産制限に伴う出費を含み、これを控除した部分は一九三五/三六年の例でいうと七四・八七ギルダーにすぎない。この時期の漸減は、生産制限に伴う出費が次第に減少することによる [Ibid. 1936, p. 25, 1937, p. 110, 1938, p. 33]。このように、再開期の借地料は通常期と比べ大きく引き下げられたのであるが、この過程での様々な問題に関しては次章で詳述する。

「耕作」は通常期に於いて栽培費に占める割合が最も高く、その節減は糖業にとり極めて重要であった。節減は一九二九/三〇年から始まり、全般的に支出が厳しく管理制限され [Ibid. 1930, p. 9]、再開期には「様々な仕事の単価を非常に低く設定し」て出費の削減が計られた [Ibid. 1936, p. 25]。すなわち、各作業の出来高払い賃金が引き下げられたのである。いま、これに関する各時期のデーターを提示することはできないが、一例を挙げると、一九三六/三七年の植溝造成賃金一本当り一・五セントは、工場が栽培実施に備えて一九三二年九月に作成した一九三三/三四年栽培予算での二・五セント [Confidential 1932, No. 84] と比べても極めて低い設定だといえる。

さて、「耕作」費節減のいまひとつの内容は、農園作業従事労働者数の削減であったと思われる。第三表は一九二五/

第3表 農園作業従事クーリー数（1 ha 当り）

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計
1925/26	—	12.7	52.4	92.7	97.8	82.7	81.2	n. d.	n. d.	n. d.	n. d.	419.3
1926/27	—	22.2	52.2	100.7	109.9	128.2	106.8	n. d.	n. d.	n. d.	n. d.	519.7
1927/28	13.0	46.4	74.4	127.1	108.0	121.1	87.2	55.4	n. d.	n. d.	n. d.	632.6
1928/29	8.5	52.5	114.2	121.0	114.1	109.1	88.7	67.0	n. d.	n. d.	n. d.	675.1
1929/30	44.0	84.0	140.6	95.7	102.8	97.0	78.3	60.2	51.9	38.9	27.7	821.1
1930/31	9.3	58.6	130.7	110.3	112.5	99.1	77.2	70.4	63.8	37.7	25.0	794.6
1931/32	2.0	79.4	137.1	156.3	119.6	96.0	69.0	48.9	38.2	9.0	16.0	771.6
1935/36	n. d.	21.9	66.7	96.5	74.7	11.0	n. d.	n. d.	n. d.	n. d.	n. d.	280.8
1936/37	n. d.	40.7	89.5	102.8	74.2	19.3	n. d.	n. d.	n. d.	n. d.	n. d.	326.5
1937/38	n. d.	39.0	104.3	93.9	44.5	20.1	n. d.	n. d.	n. d.	n. d.	n. d.	301.9

表註：n. d. は、この部分のデータが記載されていないことを示す。

1935/36年以降の数字は、造成クーリーと植付クーリーの合計数。1935/36年7月の数字は半月分である。

出所：1925/26～1926/27：Jaarverslag 1926, p. 20, 1927/28～1928/29：ibid. 1928, p. 27, 1929/30～1931/32：ibid. 1931, p. 41, 1935/36：ibid. 1935, p. 22, 1936/37：ibid. 1936, p. 72, 1937/38：ibid. 1937, p. 115 の総人数数値より算出

二六年～一九三七／三八年の農園作業従事クーリー数（ヘクタール当り）を概観したものである。このデータは、年次によって数字のとり方が異なり単純には比較できないが、それが同じ年度を比較すれば一九二五／二六年～一九二六／二七年、一九二七／二八年～一九二八／二九年に増加、一九二九／三〇年～一九三一／三二年には減少しており、クーリー数は一九二八／二九年あるいは一九二九／三〇年までは増加傾向にあり、その後、減少したと推定できる。いま、通常期、縮小期と再開期とを比較するために、植付終了が月末ごろであった一九二五／二六年（八月末終了）、一九二八／二九年（七月末）、一九三〇／三二年（七月末）、一九三一／三二年（七月末）を取り上げ、各年の植付終了までの合計労働者数を計算すると、四一九・五、五一九・四、五二一・〇、四九四・四という結果になる。この数字は灌漑、施肥、培土などに従事した労働者も含むと思われるが、この時期に最大の労働力を要するのは造成、植付と考えられ、これを再開期の数字と比較するならば、極めて大きな労働者数の削減実施が窺えよう。

こうした人員削減の背景には、次のような作業内容の変更があった。最も変わったのが栽培用地の造成方法である。一九三一年の年次報告書によると、近年の通常の植溝は長さ八メートルであり、一九三一／三二年にも七八・五％がこの長さで掘られたが、「経費節減との関連で、次年度から普通の土地での植付のために植溝の長さを一〇メートルにしても、

困難や損失はない。こうすれば、水路網造成コストがかなり節減できよう。」と述べられ [Jaarverslag 1931, p. 40]、水路数を減らすことによるコスト削減が意図されていることがわかる。こうして、再開期には前章で述べたような長さ一〇メートルの植溝に統一されたのであった。これに伴って水路の中心間隔は従来の八メートルから一〇・五メートルに広がり、幹線水路も八三・三三メートルから一〇〇メートル間隔となった [ibid. 1936, p. 85]。水路は、一九三一／三二年までは植付の前後二回に分けて掘っていたが [ibid. 1931, p. 50]、再開期には最初から目標の深さ全部を掘り、深さ自体も浅くなり [ibid. 1936, p. 85]、省力化が計られた。また、乾燥のきつい区画では一九三一／三二年から幅二五センチの狭い植溝の造成を行ない、従来と比べて造成費を半分で済ませた [ibid. 1931, p. 40]。その他、栽培の維持・管理に於いても、一九三一／三二年には「耕作費削減との関連で、栽培の清潔維持は必要最小限に留められた」とある [ibid., p. 42]。

次に、砂糖キビの収穫・輸送について検討しよう。第四表は、収穫・輸送費を一覧したものである。ここから直ちにわかるのは、縮小期以降の総額の著しい減少であり、また、コストの高い牛車による輸送は次第により安価な貨車輸送に変えられる傾向にある。第五表は、これらのうちの主な費目の動向を示している。まず、最も額が大きい収穫賃金は一九二八／二九年の総額を一〇〇とすれば、一九二九／三〇年以降

第4表 収穫・輸送費一覽

	収穫・輸送費総額			砂糖キビ1キントル当り		
	貨車	牛車	合計	貨車	牛車	平均
1925/26	126257.97	1412.95	127670.92	11.85	18.98	11.90
1926/27	136842.01	5159.65	142001.66	11.98	14.65	12.06
1927/28	165422.19	4183.03	169605.22	11.29	18.29	11.40
1928/29	146772.67	1922.81	148695.48	10.27	17.81	10.32
1929/30	137565.77	4804.51	142370.28	9.88	13.05	9.96
1930/31	117960.71	2400.00	120360.71	8.03	14.16	8.10
1931/32	67026.46	69.03	67095.49	6.34	9.00	6.34
1935/36	36764.57	1189.18	37953.75	2.86	4.91	2.90
1936/37	35000.14	37.16	35037.30	2.63	4.69	2.63
1937/38	41959.83	421.49	42381.32	3.15	5.26	3.16

単位：総額はギルダー、キントル当りはセント

表註：「貨車」は軽便鉄道を利用して輸送される砂糖キビ部分に対する出費

「牛車」は牛が牽引する荷車で輸送される砂糖キビ部分に対する出費

出所：Jaarverslag 1928, p. 49, 1929, p. 62, 1930, p. 45, 1931, p. 65, 1932, p. 55, 1937, p. 150, 1938, p. 135

第5表 収穫・輸送費内訳

	収穫賃金		収穫割増金		蔗園から 常設線へ の輸送費	常設線路維持費		線路仮設 ・撤去費	橋梁持 等費	収穫用道 借入、 仮設費
	総額	キント ル	総額	キント ル		総額	km 当 り			
1925/26	n. d.	5.0, 6.6	9500 (7.4)	0.94	n. d.	11152.23 (8.7)	259.35	n. d.	256.86 (0.2)	829.55 (0.6)
1926/27	n. d.	5.0, 6.6	5564.50 (3.9)	0.47	n. d.	10670.37 (7.5)	246.71	7144.33 (5.0)	645.98 (0.5)	1078.84 (0.8)
1927/28	n. d.	6.6, 5.8	8553.71 (5.0)	0.58	n. d.	9161.16 (5.4)	213.05	8671.55 (5.1)	296.53 (0.2)	1039.61 (0.6)
1928/29	79265.51 (53.3)	5.5	6447.62 (4.3)	0.45	n. d.	5267.69 (3.5)	122.49	6933.93 (4.7)	241.80 (0.2)	886.75 (0.6)
1929/30	71497.45 (50.3)	5.5	5911.01 (4.2)	0.41	n. d.	7105.30 (5.0)	165.23	6673.60 (4.7)	895.18 (0.6)	939.64 (0.7)
1930/31	66899.88 (55.6)	4.5	3942.88 (3.3)	0.265	n. d.	4024.39 (3.3)	93.60	5654.00 (4.7)	445.74 (0.4)	686.52 (0.6)
1931/32	31739.40 (47.3)	3.0	2327.95 (3.5)	0.22	n. d.	1558.00 (2.3)	36.23	3360.87 (5.0)	11.29 (0.0)	494.89 (0.7)
1935/36	20302.75 (53.5)	1.5	1178.73 (3.1)	0.09	1533.75 (4.0)	2913.59 (7.7)	70.21	2436.62 (6.4)	377.19 (1.0)	355.29 (0.9)
1936/37	20174.75 (57.6)	1.5	1119.48 (3.2)	0.085	2150.39 (6.1)	2091.87 (6.0)	50.41	2064.94 (5.9)	525.92 (1.5)	298.50 (0.9)
1937/38	22688.32 (53.5)	1.65	1194.52 (2.8)	0.09	2129.15 (5.0)	2493.18 (5.9)	60.08	2789.97 (6.6)	65.91 (0.2)	278.31 (0.7)

単位：キントル当りはセント、それ以外はギルダー

表註：（ ）内の数字は総額に占める%

出所：第4表と同じ

の年はそれぞれ九〇、八四、四〇、二六、二五、二九と、特に縮小以降の下がり方が激しい。この原因は、この表の「キントル当り」に示されるように収穫単価の引下げにある。¹² 収穫に関して今一つ述べておくべきことは労働者数の変化であり、第六表に示した如く減少の一途を辿っている。いま、収穫砂糖キビ重量を収穫労働者数合計と収穫日数（ただし、これについてはデータが得られなかったものでこれとほぼ同じ工場稼働日数で代用した）で割って一人の労働者の一日当り砂糖キビ収穫量を概算してみると、表示のようにその数値は一九二八／二九年から上昇し、再開期には約二倍にまでなる。このことは、収穫労働の強度が、賃金の下降にもかかわらず高まっていることを示している。

次に、収穫割増金を見ると、第六表にあるように平均積載量は増加しているにもかかわらず、第五表のキントル当りの交付額はやはり下降傾向にある。その原因は支払基準が厳しくなったことによる。例えば一九二八／二九年には、積載量三三〇三五キントルは二〇セント、三六〇四〇キントルは三〇セント、四一キントル以上には四〇セントが交付されていたのであるが [Ibid. 1930, p. 43]、年々最低積載基準の引上げ、交付額の引下げがなされ、縮小期の一九三一／三二年には三八〇四五キントルが一〇セント、四六キントル以上で一五セントを労働者に交付し、三七キントル以上の場合に頭領に対して三セント交付することになった [Ibid. 1932, p. 52]。再開期になると、前章で述べたように三八キントル以上の場

第6表 収穫労働者数等一覧

	収穫労働者数				砂糖キビ 収穫重量 (B)	工場稼 働日数 (C)	(B) (A)(C)	砂糖キビ 平均 積載量
	契約クーリー	サブディ島出身	合計(A)	ha 当り				
1925/26	n. d. < f. 5 >	1000 < f. 1 + α >			1081801	126		26.5
1926/27	940 < f. 5 >	1200 < f. 1.30 >	2140	2.18	1200936	132	4.25	28.9
1927/28	928 < f. 5 >	1200 < f. 1.50 >	2128	2.10	1496453	170	4.14	29.6
1928/29	852 < f. 5 >	1000 < f. 1.50 >	1852	1.86	1441191	135.75	5.73	31.8
1929/30	936 < f. 5 >	800 < f. 1.50 >	1736	1.76	1429949	123	6.70	33.9
1930/31	843 < f. 5 >	850 < f. 0.60 >	1693	1.70	1486664	124.5	7.05	37
1931/32	709 < f. 2 >	400 < f. 0.25 >	1109	1.49	1057980	97	9.83	38
1935/36	720 < f. 1 >	252 < f. 0.25 >	972	1.08	1307834	128	10.51	38
1936/37	719 < f. 1 >	214 < f. 0.35 >	933	1.10	1330544	130.3	10.94	36
1937/38	741 < f. 1 >	215 < f. 0.35 >	956	1.07	1332328			38

単位：重量はキントル

表註：< >の金額は、契約クーリーについては前渡金、サブディ島出身については旅費等支給額

出所：第4表に同じ

合に労働者に五セント、頭領に二セント渡すことに修正された。

輸送関係の費目も総額の減少は著しいが、これらの各項に於ける賃金等住民への支払額は不祥である。ただ、「蔗園から常設線への輸送費」については作業に従事した牛の数と契約金の一部がわかる。前者は通常期には増減を繰り返しながらも増加傾向にあり一九三〇/三一年には七八対に達するが、三一/三二年には五二対と急減し、再開期には三五/三六年の六四対から、三六/三七年五六対、三七/三八年四八対と減少する。契約金は二八/二九年までの一对当り二五ギルダーが三一/三二年には一〇ギルダー、三五/三六、三六/三七年五ギルダー、三七/三八年には七・五ギルダーとなる。また、「線路仮設・撤去費」では作業要員が三一/三二、三五/三六年の頭領一五名、クーリー六〇名から、三六/三七年以降一二名プラス四八名に減っている。三一/三二年の数字が特に低いのは、この年の常設線路維持を「乾期二回、雨期一回の除草に限定した」からという。

以上のように、リンギンアノム糖業では一九二〇年代末から経費削減、経営合理化が始まり、それは栽培縮小を契機に本格化した。農民にとつてのその意味は作業単価、すなわち賃金の大幅な引下げと大量の人員削減であり、またそれに伴う労働強化であった。前章で述べた一九三六/三七年の栽培は、このような状況のもとで行なわれたのであった。

第三章 借地問題

前章では再開期の借地料の新借地契約による低下に触れたが、この新契約が如何なるプロセスを経て締結され、その間にどんな事態が発生したのかを本章では検討したい。この場合、問題となるのは長期契約である。この糖業では縮小期以降の単年借地は少なく、第一表に示した一九三二—三三年の六九・四四ヘクタールについては年次報告書に如何なる処理をしたかの記述がなく、そのまま使用したと考えられる。さて、栽培縮小により借地問題が発生した一九三二—三三年当初、この糖業は不使用補償の支払によって問題を解決しようとし、一九三四—三五年栽培用地から上述の新しい借地契約の締結を試みた。

先ず一九三二—三三年については、当初の借入面積は九〇九・六七ヘクタールであったが、行政当局と協議の上で九六・二三ヘクタールは一バウ当り三〇ギルダの補償支払で使用せず、二四・七〇ヘクタールは平地苗圃に転用し、住民にはスムーズに受け入れられたという [Jaarverslag 1931, p. 37]。栽培を停止した一九三二—三三、一九三三—三四年にも同様の方式が進められたが、補償額は二〇ギルダに引き下げられた [Ibid. 1932, p. 44, 1933, p. 18]。こうした方法は、パナルカン島の六糖業が共通して採用したが、不使用協定の締結は一般に理事や副理事、レヘントの指示を受けた郡

長が指導し、手数料を交付されたデサ首長が仲介を行なうという形で行政機構を総動員して進められた。この場合、土地不使用は借地契約書の正本には記入されず暫定協定書が作成される。土地貸出者はそこに合意と補償金受領の証拠として拇印を押し、証人としてデサ首長を含む二名のデサ役人が署名をする。こうして出来上がった暫定協定書は、行政当局の審査を経て承認されるのである [Verslag grondhuurcontracten 1933]。

一九三二—三三年栽培地に関する交渉は比較的順調に進み、通常であれば借地料が支払われる三二年四月初めには、補償を受け取り不使用に合意した貸出者は九八％に達した [Confidentieel 1932, No. 31, 5 April]。しかし四三・八ヘクタールの土地を持つ一七人は借地料の全額支払を要求して最後まで拒否し、結局、これらの土地は翌年の栽培のための平地苗圃に転用されることになった [Jaarverslag 1933, p. 4]。また、この年には Haji Moehamat Basir (Sbr. kolak 在住) Haji Moehamat Mangsoer (Wringinanom) Haji Abdoel-djalil (Sbr. kolak) P. Beng Soepi (Wringinanom) P. Beng Bo Man-an (Wringinanom) Tawie (Dawoan) の六名の貸出者がいったん補償を受け取った後、五月一七日付けの書簡で総督に対し借地料全額支払を直訴するという事態が発生した [Confidentieel 1932, No. 69, 4 Augustus]。このケースは背後に P. B. I. (インドネシア民族党) の活動があると見られていたが、それ以上には進展しなかった。しかし、

同様の要求をした Kielen 村在住の Doellah (退職警官)、『Mohamat Amrin (大土地占有者)』、『Moekrim (退職官吏)』の場合には、リンギンアノム糖業に対して借地料全額支払命令を出すようシントゥボンド地裁に提訴した。糖業側は不使用協定の合法性を確信していたのにもかかわらずこのケースを極めて重大視し、弁護士を雇って裁判に臨んだ。それは、「政治的リーダーの影響のもとで、何人かの土地貸出者がテストケースとして裁判を始めるため闘争資金としていくらかを拠出した模様である」といわれる如く、この背後にも民族主義者の運動があったことによる。地裁の審理は六月二二日から始まり八月初めに結審、三人の要求は却下された。これを不満とした彼らはスラバヤの上級審へ控訴したが、ここでも却下され決着がこいた [Jaarverslag 1933, p. 4, Confidential 1933, No. 12, 15 Juni, No. 18, 23 Juni, No. 23, 9 Augustus]。

一九三三/三四年栽培地の暫定協定締結交渉は三二年八月下旬からレヘント、理事、副理事と協議し、理事の承認を得た後、九月二〇日に開始され [Confidential 1932, No. 66, 16 September]。一月初めには借入予定一〇一八バウのうち半数の契約の補償支払が済んだ [ibid. No. 72, 11 October] と報告されるように当初は順調であったが、一月は三四バウしか進まず [ibid. 81, 3 December]。三三年一月初め、理事、副理事、レヘント、パティ、関係部長、同じ問題を抱えるパンジー、オレアン糖業の支配人とともに持た

れた対策会議の時点でも約三五〇バウが残っていた [ibid. 1933, No. 2, 13 Januari]。交渉の進展が特に悪かったのは、Kielen, Wringinanom, Paewean, Soembertokolak の四デサであった [Verslag Gronduurcontracten 1933]。交渉拒否者は「デサ内で、主だった者として活動している者」と述べられ、一月下旬の交渉相手六名の占有地は合計一〇〇バウであると報告されるように、大土地占有者であるデサの有力者が多く、彼らの持つ影響力の故に他の住民の場合にも遅れが生じていたのもであった [Confidential 1933, No. 3, 28 Januari]。そして、この背景には、前年度の場合と同様、P. B. I. など民族主義団体からの働きかけが見られた。この団体のこの糖業の周辺地域に於けるリーダーは Marsoto というバナルカン塩倉庫の職員であり、彼は Mohamat Amrin, Mohamat Djen の二名と協力してデサ内で闘争資金を集め、土地貸出者に借地料全額を要求するよう説得活動を展開した [ibid. 1932, No. 78, 10 November]。この結果、かなりの貸出者が借地料支払期である四月まで交渉を見合わせようとしたのであった [ibid. 1933, No. 2, 13 Januari]。

こうした事態に直面した糖業側は不使用補償額二〇ギルダは据え置くが、交渉拒否の姿勢の強いデサの主だった土地貸出者に対しては借地料全額に当る金額を貸付けることで打開を図った。そこには、この層の拒否の姿勢を崩せば残りの者も交渉に応じるであろうという意図も込められていた [ibid. No. 3, 28 Januari, No. 5, 4 Februari, No. 10, 2

Maart]。こうして、この年の不使用交渉はようやく三三年四月初めにほぼ完了したが、約五〇ヘクタールは占有者が最後まで借地料全額支払を要求し不使用協定が結ばなかった。結局、これらの部分については、一九三三/三四年には使用しないが一九三四/三五年には平地苗圃として使用することがある、この場合には借地料全額を支払うという内容の暫定協定を結んで、補償支払なしに決着がつけられた [Jaarverslag 1933, p. 16]°

一九三四/三五年栽培用地から適用が試みられた新契約は、土地使用を糖業側が一方的に破棄できる条項を含むものであった。この方式は、糖業シンジケートと内務部との間での幾度かの折衝を経て、破棄の前に十分な通告期間をとること、それが不可能な場合は貸出者に対して十分な補償を支払うという条件を付して認められたものである [Ver slag Syndicaat 1931/32, p. 15]°。この方式に関する記事は三二年二月一八日の本社宛書簡に初めて現われ [Confidential, No. 83]、以後、契約変更の際の割増金額をいくらにするかをめぐって意見が交わされ、実際の交渉が始まったのは翌年九月初めであった [Jaarverslag 1933, p. 24]°。この交渉では、部長あるいは副部長などの列席のもとに貸出者との間で契約変更のための暫定協定が結ばれ、貸出者は同意の印とこの時支払われる一バウ当り二〇ギルダの割増金受領のために協定書に拇印を押した。不使用協定の場合と同様に、この書類にも出席している関係デサの首長と書記が証人として署

名した。協定の本文はオランダ語であったが、内容はマドウラ語で貸出者に伝えられ、疑問が出た場合には郡長等が説明を行なった。こうして暫定協定が締結されると、貸出者には契約書作成に同意する義務が生じ、新しい契約書が作成されることになるのであった [Ibid., p. 27-28]°

さて、この新契約にはもう一つの重要な内容が含まれていた。すなわち、借地料の引下げにかかわるものである。当時、一般には糖業の支払う借地料には地稅支払のためになされた水田の等級分けに基づくランクがあったが、従来、この糖業では土地の等級にかかわらず最良地の借地料をほとんどの借入地に適用してきた。新契約ではこれを改め、等級毎にその時期に有効な最低借地料基準を適用することが定められたのである。そして、これに加えて、一九三四年三月一四日付けのブスキ州理事命令によって、パナルカン郡における最低借地料が改訂され、第七表に示されるように大幅な引下げが実現され、以降、この基準による借地料が支払われることになった。この結果、旧借地料と比較しての支払額の減少は三五%に達し、契約の変更のために費した費用（一九三四年一月末現在で九三六四・五五ギルダ）を補って余りあるものであった [Ibid. 1934, p. 22]°

それでは、このようにして進められた新契約への変更はどのように進展したのであるか。暫定協定の締結は、当初、約八〇%の借入を処理するまでは順調であったが、それ以降は期待どおりには進まなかったといわれる [Ibid. 1933, p. 27]°

第7表 最低借地料基準

借地面積	水田等級	村落水田面積	新最低額	旧最低額
45.028	1	55	61	87
962.190	2	1407	61	87
1405.417	3	2420	42	77
739.260	4	1316	37	72
124.068	5	256	29	57
20.406	6	54	29	57

単位：面積はバウ，借地料額はギルダー

出所：Jaarverslag 1934, p. 23

り、三月一五日付けの本社宛書簡では未変更は約四〇〇バウであると報告される [ibid. 1934, No. 11]。その後の細かい推移は不祥であるが、第九表に示したとおり年末までにはかなりの前進があったことがわかる。しかし、同時に、未変更

この点に関して見ると、工場は一月末の本社宛書簡で「我々は暗礁に乗り上げています」として、割増金引上げのため当面三〇〇ギルダーを自由に使う許可を求めており [Confidential 1933, No. 32, 29 November]、この頃には進展がほとんどストップしていたと考えられる。第八表は交渉開始から三ヵ月あまりたった一九三三年末現在の變更状況を示しているが、ここでも變更済みは約八〇%であり、一二月にも進展がなかったことがわかる。一九三四年初めには若干の進展がある

第8表 1933年12月末現在契約變更状況

借地面積	變更済	未變更	デサ	1935年糖		1936年糖		1937年糖	
				借地面積	變更済	借地面積	變更済	借地面積	變更済
496	493	3	Semekan	147	147	197	197	152	149
274	267	7	Kendit	136	129	90	90	48	48
10	10	—	Baloeng	—	—	2	2	8	8
52	52	—	Boegeman	29	29	—	—	23	23
192	170	22	Sbr. koloak	21	12	94	85	77	73
728	654	74	Paowan	190	150	283	255	255	249
155	118	37	Kielen	93	67	42	38	20	13
575	416	159	Wringin	193	124	290	219	92	73
627	395	232	Pelejan	302	160	155	99	170	136
348	242	106	Doewet	146	96	101	66	101	80
3457	2817	640	合計	1257	914	1254	1051	946	852

単位：バウ

表註：デサ名中の Sbr. kolak は Semberkolak, Wringin は Wringinanom の略である。

出所：Jaarverslag 1933, p. 28

第9表 1934年末現在契約変更状況

借地面積	変更済	未変更	デサ	1935年糖		1936年糖		1937年糖	
				借地面積	変更済	借地面積	変更済	借地面積	変更済
496	496	—	Semekkan	147	147	197	197	152	152
274	274	—	Kendit	136	136	90	90	48	48
10	10	—	Baloeng	—	—	2	2	8	8
52	52	—	Boegeman	29	29	—	—	23	23
192	191	1	Sbr. koloak	19	19	94	93	79	79
728	714	14	Paowwan	172	170	283	282	273	262
155	155	—	Kielen	93	93	42	42	20	20
575	550	25	Wringin	189	179	290	279	96	92
627	605	22	Pelejan	267	252	155	154	205	199
349	323	26	Doewet	134	123	101	100	114	100
3458	3370	88	合計	1186	1148	1254	1239	1018	983

単位：パウ

表註：デサ名中の Sbr. kolak は Semberkolak, Wringin は Wringinanom の略である。

出所：Jaarversalg 1934, p. 22

の契約が、特定のデサに集中して残っていることが注目されるのである。

契約変更の進捗状況は以上のようにであったが、この間の経過についていまいし詳しく検討し、拒否を続けたのは如何なる人々であったのか、糖業側は変更促進のために如何なる方法を用いたのかという点を考えてみたい。

先ず、前者の点に関して得られた最も早い時期の記述は一九三三年の年次報告であり、そこでは「大半がデサ内に取巻きを従えた富裕な貸出者から構成されるグループ」であると述べられる [Jaarversalg 1933, p. 27~28]。彼らは後述するような糖業側の対策によって次第に切り崩されていくのであるが、最後まで残った者は第一〇表に示したとおりである。この表から明らかになることは、年次報告が指摘する如く大土地所有者が多いこと、例えば H. Aboedoeilah の貸付面積は一〇パウを越え、Ridwan は八パウ、Osman は七パウ、Bang は五パウを越えている。さらに彼らが一人で多数の契約を結んでいることは、その水田がデサ内に分散していることを表している。Ridwan のケースでは複数のデサで土地を貸しており、デサをまたがって水田を持っていることがわかる。こうしたケースの多いことは、三四年一月一日付けの本社宛書簡に、変更を拒否している「大半の土地所有者はオレアンに於いても土地を持っており、そこでも変更の実現には成功してない」[Confidential No. 33] とあることから明らかである。要するに、拒否者の中心は経済的には不在

第10表 借地契約変更拒否者一覧

貸出者	1935/36年	1936/37年	1937/38年
H. Ridwan	1. 058 (Paowewan)	0. 222 (Paowewan) 0. 220 (Paowewan) 0. 246 (Paowewan) 0. 262 (Paowewan) 2. 082 (Paowewan)	2. 006 (Pelejan) 2. 142 (Paowewan)
P. Asis		0. 432 (Paowewan)	
P. Samona		0. 092 (Paowewan) ⁺	
P. Saoenja		0. 070 (Paowewan) ⁺	
Troenoatomodjo		1. 098 (Paowewan)	
B. Kasima		1. 086 (Paowewan)	
Asbija			1. 076 (Wringin) 1. 160 (Wringin)
P. Asbia-Boedin	0. 274 (Sbr. kolak)		
P. Soemardjo		0. 288 (Sbr. kolak)	
Mohammad		2. 212 (Kielen)	
P. Malia-Achmad	0. 389 (Wringin)		
Rokjan		1. 058 (Wringin)	1. 178 (Wringin) 0. 062 (Wringin)
P. Rakimo-Rokjan	1. 124 (Wringin)		
H. Oesman		2. 078 (Pelejan) 2. 027 (Pelejan)	1. 084 (Pelejan) 2. 092 (Pelejan)
H. Ali-H. Oesman	1. 010 (Wringin)		
P. Katjoeng	1. 058 (Wringin)		
Masoena	2. 130 (Wringin)		
P. Ardjoeno	1. 068 (Wringin)		
Moenaim	0. 210 (Wringin) 0. 166 (Wringin)		
P. Beng Soepie	1. 058 (Wringin)		
P. Mena-Djamena	0. 177 (Wringin)		
P. Hoerati-Asbia	1. 072 (Wringin)		
P. Sapik Soehaina	1. 048 (Wringin)		
Halima		1. 068 (Wringin)	
Moharin		1. 037 (Wringin)	
Moenasir		1. 029 (Wringin)	
Asnamin			1. 034 (Wringin) 0. 040 (Wringin)
Soerakmi			0. 468 (Wringin) 0. 492 (Wringin)
Saena			1. 050 (Wringin)
Soerakmi-Saena			1. 050 (Wringin) 0. 450 (Wringin)
Prawirodidjojo	1. 038 (Doewet)		
P. Roebani		2. 046 (Doewet)	
H. Abdoellah		4. 352 (Doewet)	2. 078 (Doewet) 4. 174 (Doewet)
Gd. Salama		2. 428 (Doewet)	
Gd. Djoera		2. 128 (Doewet)	
Gd. Djoeni		2. 118 (Doewet)	
Bia			2. 144 (Doewet)
Roebami			1. 442 (Doewet)
P. Asdoer Masoetra	1. 087 (Pelejan)		
Moena-bija-Masoetra			2. 166 (Pelejan)
P. Beng			1. 094 (Pelejan) 1. 000 (Pelejan) 1. 012 (Pelejan)
P. Beng-Masoetra			0. 444 (Pelejan)
Saloedin	0. 146 (Pelejan)*		
Koesoemodipoero		1. 086 (Pelejan)	
Ismail		1. 000 (Pelejan) ⁺	
Sarik'a-Sapiroedin			1. 130 (Pelejan)
Marsoeha-Sapiroedin			1. 054 (Pelejan)
B. Djiram			0. 266 (Pelejan)
Arbija			0. 266 (Pelejan)

単位：バウ

表註：

*：1935年6月に、0.052 bouw の新長期契約（1939年開始）に変更

†：1936年中に新契約に変更

() 内はその土地の所在デサ名

出所：Jaarverslag 1935, p. 10~12 より作成

地主であり、それ故にこそ各糖業に於いて契約の変更に強く抵抗したのであった。しかも、彼らはデサ内で大きな影響力を持っていた。彼らの動きを見ると、例えば三四年二月二五日の書簡によれば、一週間前に栽培中止を通告した時点での約二〇%の契約未変更者は主として何人かの大土地所有者、一グループの退職官吏、取巻きを抱えたプリアイであると指摘されるのであるが、彼らは、四月一日になれば一九三四／五年の借地料全額が支払われることになるからそれまでは契約変更をしないようにと住民を指導したといわれ〔ibid. No. 9〕、彼らの動きが他の農民にも影響を及ぼしていたことが窺われる。こうしてみると、借地契約の変更を拒否した人々の中心は、補償支払による土地不 사용을拒否した人々と同様のグループであったといえよう。¹⁷⁾

糖業側はこうした動きに様々な方法で対応を図った。先ず上述した拒否者に対する割増金引上げのための費用三〇〇〇ギルダーについては本社の承認を得〔ibid. 1933, No. 29, 5 December〕、三四年末までに二五〇〇ギルダーが支出された。次に、借地料が改訂により四〇ギルダー未満になる土地については、必要なら、拒否者に対し最低四〇ギルダーは保証するということを暫定協定の起草時に約束して、契約変更を促進することが考えられた。この構想は、借地料改訂の内容がほぼ明らかとなった三三年一月二〇日の書簡〔ibid. No. 36〕で初めて工場から本社に提案され、数回の意見の交換を経て承認されたが〔ibid. 1934, No. 3, 15 Januari〕、結

局、実施されなかったようである。また、この糖業は交渉促進のため行政の仲介を求め、それは次のように実現された。三四年三月初めの交渉で、土地占有者たち（プリアイ）は契約変更の条件として割増金の一〇ギルダー上乗せと地税支払用としてパウ当り一〇ギルダーの貸付を要求した〔ibid. No. 11, 15 Maart〕。この際の糖業側の仲介要請に応じて、

三月二日の朝、契約変更拒否者はパナルカン郡役所に召集され、パナルカン県のパティと郡長とが説得にあたった。この結果、集会に來たのは拒否の姿勢の最も強い者ばかりであったので直ちに大きな成果が上がることは期待されなかったが、それでも二名が旧契約破棄に傾き、その後さらに一名が契約変更に同意を表明し、合計一二・五パウの契約が変更されるという成果を上げたという〔ibid. No. 12, 21 Maart〕。このように、ここではパティという高い地位の内務官僚が仲介役を演じているのが注目されるが、それは契約変更拒否者の高い社会的地位に対応したものであった。

さらにまた、土地貸出者に対して、前述の割増金交付の他に旧借地料相当額の現金貸付が実施された。一九三五年四月二四日付け本社宛書簡〔ibid. 1935, No. 7〕には、土地貸出者に対する貸付現金未決済額の一覽表が載せられており、それを転載したのが第一一表である。同年五月二日付けで同糖業の支配人からブスキ州理事に送られた書簡によると、この表中の一九三二年の税支払用は一九三〇〜三一年に、使用期間の延期及び契約変更は一九三三〜三四年に交付されたとい

第11表 土地貸出者に対する貸付現金未決済額データー

[1935/36年栽培用地]

	長期借地面積	1932年税支払	延期・契約変更	村長名による	人 数
Doewet	100	—	211	64	4
Pelejan	156	50	347	—	5
Wringin	278	—	234	—	4
Paoewan	278	460	1046	—	22
Kielen	41	—	—	—	—
Sbr. kolak	91	—	300	90	2
Boegeman	—	—	—	—	—
Kendit	90	—	10	—	1
Semekan	193	—	—	—	—
Baloeng	1	—	—	—	—
合 計	1228	510	2148	154	38

[1936/37年栽培用地]

	長期借地面積	1932年税支払	延期・契約変更	村長名による	人 数	36年6月残額	36年9月残額
Doewet	99	200	1036	65	9	561	585
Pelejan	187	—	3175	—	13	492	492
Wringin	92	—	1033	—	12	724	724
Paoewan	264	—	1540	—	16	744	744
Kielen	18	—	210	—	3	110	110
Sbr. kolak	76	—	245	—	5	418	418
Boegeman	20	6	—	—	2	5	5
Kendit	47	—	—	—	—	1	1
Semekan	146	—	—	—	—	—	—
Baloeng	6	—	—	—	—	—	—
合 計	955	206	7239	65	60	3055	3079

[1937/38年栽培用地]

	長期借地面積	1932年税支払	延期・契約変更	村長名による	人 数
Doewet	118	160	892	110	8
Pelejan	234	—	1492	—	20
Wringin	171	—	1845	260	23
Paoewan	167	505	1844	45	28
Kielen	94	93	809	288	7
Sbr. kolak	20	210	91	—	8
Boegeman	28	1476	—	—	70
Kendit	136	90	—	41	1
Semekan	146	182	81	—	8
Baloeng	—	—	—	—	—
合 計	1114	2716	7054	744	173

単位：面積はバウ、金額はギルダー

表註：「村長名による」は「延期・契約変更」の中の一部である。

出所：「36年6月残額」は Confidencieel No. 19、「9月残額」は ibid., No. 28

う [Ibid. No. 87]。この表で注目されるのは、第八、九表と重ねあわせてみると「延期・契約変更」のための貸付が、契約変更状況のよくないデサに集中していることである。このことは、貸付が契約変更促進手段として重要な意味を持ったことを示唆している。さらにまた、貸付人数が多くないことは、これが土地貸出者一般を対象にしたものではなく、特定の、おそらくは契約変更に応じようとしぬい者に集中的になされたことを意味していると考えられる。さて、この金額はあくまでも貸付であり、糖業側は後の借地料支払の際に相殺されるべきものとみなしていた。そして、実際にこれが行なわれたらしいことは表示した一九三六／三七年栽培用地に関する貸付額返済残高の変化、すなわち三六年六月現在高の減少から窺うことができる。しかし、その後は表示のとおり返済は進まなかった。こうした事態をふまえ、糖業側も返済の減免を検討し始める。この点については本社との間でしばしば意見が交換されたが、六月二三日付け本社宛書簡 [Ibid. 1936, No. 22] では、一〜二等地については三分の一、三〜四等地については二分の一という借地料の低下分とほぼ等しい額の減免が提案されている。こうした減免率の根拠は、貸出者はこの貸付を契約変更同意の代償として受け取った新契約の最初の使用期の借地料とみなし、引き下げられた借地料との差額を返済するつもりはないと、糖業側が認識したことであった [Ibid. * No. 37, 25 Juni]。こうした減免が行なわれた理由は、七月二九日の書簡に「土地貸出者との良好な関

係を維持・増進するため、工場はこの問題に関して寛容な立場を採らねばならない [Ibid. No. 23] と述べられるように、借地問題でのこれ以上の混乱を避けることにあった。

こうしたことによつて、リンギンアノム糖業は大半の栽培用地を一九三四年中に新契約に切り替えることに成功したのであった。前章で述べた「借地」費の低下の背景には、このような事情があったのである。しかしながら、これに最後まで抵抗した人々は一九三六年になつても態度を変えず、補償支払による不使用をも拒否したことにより、結局、これらの土地は旧契約による借地料八四ギルダーで借入れ、一九三六／三七年の栽培に使用せざるをえなかつたのであった [Jarverstag 1936, p. 93]⁽¹⁹⁾。

おわりに

小論では、リンギンアノム糖業の一九三六／三七年の栽培の過程を追い、この糖業で常に問題であつた労働力不足が恐慌により一層加速されたこと、栽培縮小を契機として本格的な経費削減の主な中身は賃下げと人員削減であり、この背景には一部の作業の簡略化があつたが、結局、労働強化を招いたこと、借地に於いても補償支払による土地の不使用と新契約への切換えにより経費節減が計られたが、ここでは不在地主を中心とした農民側の抵抗に遇い、このため様々な対策を余儀なくされたことを指摘した。以上のような糖業の恐慌

対策とこれに対する農村社会の側からの反応が、この地域の当時の農村社会経済構造の中で如何なる意味を持っていたのかという点については、ここでは全く触れられなかったが、この問題の答えを出すためには恐慌期の農村社会経済の全面的な検討が必要である。これについては、次の課題としたい。

【史料一覽】 本稿で利用した未刊行文書はすべてオランダ国立文書館 (Algemeen Rijksarchief) 所蔵のものであり、Aanplant (43), Aanplantrapport (178, 179), Confidentieel (37, 38), Jaarverslag [Jaarverslag van de suikeronderneming Wringin Anom over—] (114—120) 及 Archief van de Cultuurmaatschappij Wonolangan に含まれる。() 内の数字はフョールナンバーを示す。Aanplant, Confidentieel は製糖工場と本社との間の往復書簡であり、工場宛のものは右肩に*を付け本社宛のものとして別した。Verslag Gronduurcontracten 1933 [Verslag over 1933 (en begin in 1934) van hetgeen zich in de Provincie OOST-JAVA heeft voorgedaan op het gebied van wijziging en verbreking van grondhuurcontracten), Verslag Gronduurcontracten 1934 は、前者が mallrapport No. 745/1934、後者は No. 780/35 に含まれる。なお、Verslag Syndicaat 1931/32 [Verslag van het Algemeen Syndicaat van Suikerfabrikanten in Ned. — Indie over het 37e en 38e jaar, 1931—1932] 及、糖業連合会の刊行年次報告書がある。

註(1) 恐慌に対するジャワ糖業の一般的な対応に関しては、さしあたり日本貿易研究所「糖業より見たる広域経済の研究」一九四四年、A. ゴープハルト、日本糖業連合会訳「世界市場に於ける自給傾向の影響下に立つ爪哇糖業の発展」一九三八年を参照。

(2) 以上の記述は、Jaarverslag 1935, p. 45, 47, 1936, p. 69, Aanplant 1935 No. 59, 25 September, 1936 No. 4, 21 Januari によった。なお、八五〇ヘクタールの決定は三六年三月四日のことであるが、[Aanplant* No. 14] の面積は同年に許可された砂糖生産量一三二七七三キントル(最上級精製糖換算)を基礎に、一ヘクタール当り一五五キントルの生産予定で算出された。もっとも造成作業は九〇〇ヘクタール分が実施され、最終的に八五〇ヘクタール栽培体制になったのは八月前半であった。

(3) この年の割増金額は、一バウ当り二月前半までの引渡し一〇ギルダ―、二月後半七・五ギルダ―、三月中引渡し五ギルダ―と定められた。一九三五—三六年栽培の場合には、栽培実施決定の土地貸出者への通告が三六年二月一八日と遅く割増金設定は行なわれず、このために貸出者側に稲の早期植付の刺激がなく土地引渡しは例年にまして不規則かつ遅れがでたという [Jaarverslag 1935, p. 18—20]。このことが、割増金復活の直接的な理由であろう。なお、土地早期確保のためジャワの各糖業はこれ以外にも様々な方法を用いたが、その中の有力な一つに早稲栽培の義務付けがある。この糖業でも一九二〇年代後半期にバニョワンギ県から輸入した早稲を住

民に栽培させようと試みたが、この地域で従来栽培されて

いた品種と生育期間がそれほど違わなかったことと、収穫の際
初粒が落ちやすく住民に嫌われたことよって失敗し、三〇
年代初めには栽培されなくなった。これについては *ibid.*
1927, p. 23, 1928, p. 26, 1932, p. 39 を参照。

(4) 借地面積と栽培面積に約五五ヘクタールの差があるのは、
栽培を実施しない劣等地、水路沿いの土地、蔗園をめぐる環
状道路などの面積が前者に含まれるからである。栽培面積に
は水路等の面積も含まれている。詳しくは *ibid.* 1937, p. 20
を参照。

(5) 一九二〇年代後半からの各年の製糖工場稼働期間（収穫期
間とほぼ等しい）は次の通り。

1924/25	6 / 1 ~ 9 / 27
1925/26	5 / 18 ~ 9 / 21
1926/27	4 / 20 ~ 8 / 29
1927/28	5 / 5 ~ 10 / 21
1928/29	5 / 11 ~ 9 / 23
1929/30	5 / 15 ~ 9 / 17
1930/31	5 / 24 ~ 9 / 25
1931/32	5 / 15 ~ 8 / 20
1935/36	6 / 11 ~ 10 / 16

出所：1924/25~1927/28
は *Jaarverslag* 1928, p.
51, 1928/29~1935/36
は *ibid.* 1936, p. 114。

(6) この点についてはさしあたり、拙稿「20世紀初ジャワ農民
の反糖業闘争の一側面―蔗園への放火をめぐる」(昭和61・
62年度科研報告書「インドネシアに於ける諸民族・部族間の
文化摩擦と統合に関する史的研究」所収)、R. E. Elson,
"Cane-burning in the Pasuruan area: an expression of social
discontent" (F. van Anrooij, et al, *Between People and*

Statistics, 1979, The Hague 所収) を参照。

(7) その内容は *Jaarverslag* 1937, p. 13 によると次の通り。

日時	発生蔗園	面積	損害額	原因等
6月26日	Paras Zuid	4.00ha	1678	収穫労働者の食事準備の 際の失火、拘留4ヶ月
7月13日	Nangkaan Noord	3.76ha	1,769.5	収穫労働者の煙草の投げ 捨て、拘留4ヶ月
8月18日	Boekolan	3.90ha	1,366	蒸気機関車からの火の粉 による

ちなみに同糖業の三〇年代の火事の様子は、一九三〇年が
四件、四〇・一五ヘクタール、三一年三件、一一・七六ヘク
タール、三二年はゼロ、三六年は五件、三・六一ヘクタール
と少ない。

(8) この年の栽培の見張は、シトウボンドの農園警察司令部の
指揮・協力のもとに一四名の警察官と一名の頭領の手によっ
て実施されたが、両者の協力体制はきわめて良好であったと
報告されている [*ibid.*, p. 11]。

(9) これについては例えばシンドアルジョ県のクリアン糖業の支
配人であったクインタス (R. A. Quintus) の *The Cultivation
of Sugar Cane in Java*, 1923, Preface を参照。

(10) この点については Ph. Levert, *Inhuemische Arbeid in
de Java-Suikerindustrie*, 1934, p. 277~281 等を参照。

(11) これ以外の費目についての節減内容を簡単に述べておく。
「欧人職員給与」「原住民職員給与」節減は、人員削減と給与
引下げによる。停止期にはほぼ全員が解雇され、一部の者に

は失業手当が支給された。再開期の職員数は通常期よりも少くなく、給与も低く押さえられた。「見張」(栽培警察)は一九二六/二七年から導入され、停止期にはクローリー小屋警備員の給与のみの支出となった。「施肥」減少は、一九三〇/三一年より主力肥料である硫酸アンモニウム等の使用量を減らしたこと、同時に単価も低くなったことによるが、再開期には単価はさらに下がっている。「灌漑」は一九三〇/三一年から厳しい管理を行なったことが低下の理由である。「苗」は一九二七/二八年に初めてマランから P. O. J. 2878 種を輸入したことで額が増えたが、後、こうした供給システムは変更され、また、単価も下がったことで経費が節減された。「橋・道路」「雑費」はいずれも厳しい支出管理による。以上の点に関して詳しくは 'Jaarverslag 1927, p. 9, 1930, p. 37, 1931, p. 11-12, p. 55-56, 1932, p. 15, p. 48, 1933, p. 16, p. 22, 1934, p. 7, 1935, p. 8, p. 42, 1936, p. 25-26, p. 103, 1937, p. 110-111, p. 142, 1938, p. 33-34 を参照。

(12) 一九三七/三八年の収穫賃金単価の上昇は、政庁の引上げ勧告の結果である。なお、この年には収穫末期の十一月後半になって、雨天とレバランの祝祭のため収穫労働者の出が滞り、割増金を交付して労働者の確保に努めたという [ibid. 1938, p. 132]。

(13) いろいろな点で詳しくは ibid. 1926, p. 39, 1927, p. 46, 1928, p. 48, 1929, p. 60, 1930, p. 45, 1931, p. 64, 1932, p. 54, 1936, p. 112-113, 1937, p. 150, 1938, p. 134 を参照。

(14) こうした方式は、この年から、ナルカン県の全糖業に於いて

導入された。これについては Verslag Grondhuurcontracten 1934 を参照。なお、工場と本社との間に交わされたこの時期の書簡を見ると、九月の交渉開始以降も結ばれるべき新契約の細部についてはなおおつめが行なわれており、不使用通告期限をいつにするのか、不使用補償額をいくらに設定するのといった点は未定のままであった。

(15) それまでの最低借地料基準は一九二八年八月に定められたものであり、一九一八年借地令の規定では五年毎に改訂されることになっていたが、改訂作業は遅れ、三三年一月九日に開かれた「最低借地料定期改訂のための勧告委員会」に理事が計算表を提出することから開始された。この委員会は、政庁側、糖業代表、土地貸出者代表から構成され理事提出の計算表を審議するが、理事はこの委員会で出た意見とそれをふまえた自分の意見を付してこの計算表を東ジャワ省知事に提出し、それが承認されることによって新しい最低借地料が決定されることとなる。理事提案ではそれぞれの最低借地料基準は一、二等地が五五ギルダー、三等地三六・五ギルダー、四等地三二・七五ギルダー、五、六等地が二六ギルダーであったが、これに対して貸出者代表は借地料引下げは止むを得ないが税負担が一バウ当り一〇〜二〇ギルダーと高すぎるので六〇ギルダー以下に引き下げるべきではない、ただし、税額が以前のように五〜一〇ギルダーに引き下げられるのであれば理事提案を受け入れることは可能であると主張した。一方、リンギンアム糖業代表は理事提案がなお高すぎると主張した。もっとも同糖業から本社に宛てた書簡では、理事

提案がそのまま基準額となった場合には契約変更拒否の危険を回避するために最低四〇ギルダを保証し、状況によっては支払に際して若干の上乗せを行なう権限を与えてほしい旨を求めている。これについては、Confidential 1933, No. 36, 20 December を参照。

(16) 契約変更費用の内訳は以下のとおりである。

村長等への割増金	f. 2000
貸出者への特別割増金	2500
欧人職員日当（弁護士費用を含む）	1100
原住民書記給与	400
副理事役所書記給与	100
収入印紙等	2500
証明料	200
雑費（旅費ほか）	600
合計	9400
一九三五年分	3247.63
一九三六年分	3415.30
一九三七年分	2701.62
支出実績合計	9364.55

出所：Jaarverslag 1934, p. 23

(17) なお、第一〇表の P. Beng Soepie は、明らかに先に述べた総督への直訴をした者のひとりであると思われる。

(18) 註(16)の「貸出者への特別割増金」がこれにあたる。なお、Jaarverslag 1935, p. 8によると、この年に払われた割増金は一一一四・四八一バウ分、二二二九九・二四ギルダで、バウ当り二〇ギルダとなり、三五年には追加払いがなかったのがわかる。

(19) これ以外の年についても契約変更拒否者の土地がどのように処理されたかを見ておくと、一九三四／三五年栽培用地に関しては三三年一月二十九日の本社宛書簡では不使用協定を締結することをめざしていると報告されていたが、[Confidential, No. 32]、結局、これはうまくいかず、翌年のための平地苗圃に利用することになり旧借地料で借り入れたといわれ [Jaarverslag 1935, p. 7]、一九三五／三六年栽培用地はやはり旧借地料で借り入れて栽培に利用したという [ibid., p. 44]。これらの拒否者はその後も態度を変えず、一九三八／三九年栽培についてもなお、旧契約のままであった [ibid., 1938, p. 11]。

(20) かつてバスルアンの糖業と農村社会の関わりを検討した R. E. Elson は、同地方では恐慌期の借地縮小に対してしばしば富裕で教育ある農民の抵抗が見られたことを指摘したが [Javanese Peasants and the Colonial Sugar Industry, 1984, p. 236-237]、この地方でも事態は同様であり、当時、こうした動きは一般的なものであったと思われる。

〔付記〕小論は、平成元々三年度科研一般研究(c)「一九三〇年代世界恐慌のジャワ農村社会経済構造への影響に関する研究」の一

部をなす。また、ここで使用したオランダ国立文書館所蔵の未刊行
文書の収集は一九九〇年一〇月〜九一年七月のオランダ滞在中に行
なったものであるが、国際交流基金の助成によって可能になった。
記して感謝する次第である。

(広島大学文学部)

Wringin Anom in the great depression

by Yasuo Uemura

During the great depression almost all the colonial sugar factories in Java were forced to restrict their planting area than before. Wringin Anom, one of such factories situated in residency Besuki (East Java), began to narrow her area in 1931/32 and, after 3 years' stopping, restarted planting in somewhat smaller size than in normal years with much lower cost. In this period Wringin Anom cut her planting cost through the reduction of both the number and the wage of laborers, which resulted in some change of the manner of constructing the sugar-cane fields as well as in harder work of the laborers there. As for the rent which should be paid to the peasants who offered their rice fields to this factory on long lease Wringin Anom at first tried to avoid full payment with a small compensation of non-occupation and later with making a new contract which enabled her to stop using these lands without any agreement of the peasants. Moreover, the rent itself became much lower in this new contract than in the former one. It is these measures that made Wringin Anom possible to restart her planting notwithstanding the fact that some large landowners stubbornly resisted accepting such conditions at that time.